



平成 25 年 4 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社ウェアハウス

代表取締役社長 清水 松生

(コード番号 4 7 2 4 東証 1 部)

問 合 わ せ 先 取締役管理統括マネージャー 植田 季明

電 話 番 号 0 3 - 3 8 6 0 - 7 8 0 1 (代表)

E-mail: whk@warehouse.co.jp

http://www.warehouse.co.jp/

定款の一部変更及び全部取得条項付種類株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付種類株式（下記 I. 1. (1) において定義いたします。）の取得につき、平成 25 年 5 月 16 日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び普通株式の株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 当社定款の一部変更について

当社は、平成 25 年 5 月 16 日において、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催し、次のとおり議案を付議して、当社定款の一部変更を行います。

1. 本臨時株主総会第 1 号議案「種類株式発行に係る定款一部変更の件」

(1) 変更の理由

平成 25 年 3 月 26 日付当社プレスリリース「支配株主である株式会社ゲオホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」にてご報告申しあげましたとおり、株式会社ゲオホールディングス（以下「ゲオホールディングス」といいます。）は、平成 25 年 2 月 8 日から同年 3 月 25 日までの期間、当社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、平成 25 年 3 月 28 日（決済日）をもって、当社普通株式 9,067,837 株（総株主の議決権の数に対するゲオホールディングスの議決権数の割合：91.40%）を保有するに至りました。

本公開買付けの結果を受けて、ゲオホールディングスは、平成 25 年 2 月 7 日付同社プレスリリース「株式会社ウェアハウス株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表しておりますとおり、当社の発行済株式の全て（但し、当社が保有する自己株式を除きます。）を取得することを通じて当社をゲオホールディングスの完全子会社とするための一連の手續（以下「本完全子会社化手續」といいます。）を実施することなどによって、全国レベルでの店舗網の一層の活用及び迅速な意思決定と施策実行を行える体制を整え、長期的な視野に立った柔軟かつ機動的な経営戦略の推進を図る意向を有しています。かかる意向の下、ゲオホールディングスは、当社に対し、本完全子会社化手續の実施を要請しました。

当社といたしましても、平成 25 年 2 月 7 日付当社プレスリリース「支配株主である株式会社ゲオホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」にてお伝えしましたとおり、昨今の経済状況は依然として消費者の生活防衛意識の高まりや節約志向が続いており、特に当社のようなレジャー産業に対する消費を取り巻く環境は厳しさが増しており、当社といたしましても、このような経営環境に対応するため、ゲオホールディングスの子会社として、ゲオホールディングスの有する経営基盤、中古商品販売及び店舗運営のノウハウ・技術等を活用し、当社の業務基盤の強化・拡大及びコスト削減等を図ってまいりました。また、役員派遣を含めた人的交流でも緊密な関係を構築してまいりました。

しかしながら、政府による景気対策により一定の効果は認められるものの、依然として今後も市場規模の縮小及び事業収益性の低下が見込まれております。

このような状況に対応すべく、当社は、従前より継続して行ってきた経営改革及びゲオホールディングスとの間の取引上の連携に伴う各種成果に加え、さらなるコスト削減と顧客基盤の拡大を図るためには、本完全子会社化手続を実施することなどによって、全国レベルでの店舗網の一層の活用及び迅速な意思決定と施策実行を行いうる体制を整え、長期的な視野に立った柔軟かつ機動的な経営戦略を推進することが、合理的でありかつ必要不可欠であると判断しております。

具体的には、当社は、以下①ないし③の方法（以下①ないし③を総称して「本定款一部変更等」といいます。）により、本完全子会社化を行うことといたしたいと存じております。

- ① 当社定款の一部を変更し、当社において普通株式とは別の種類の当社株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とします。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社の発行する全ての普通株式に、全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に掲げられた事項についての定款の定めをいいます。以下同じ。）を付加する旨の定款変更を行います（全部取得条項が付加された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付種類株式」といいます。）。
- ③ 会社法第171条並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が全部取得条項付種類株式の株主様（但し、当社を除きます。以下「本件株主様」といいます。）から全部取得条項付種類株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、ゲオホールディングス以外の本件株主様に対して交付する当社種類株式が1株未満の端数となるように、取得対価として当社種類株式を交付します。このように交付される種類株式が1株未満の端数となる本件株主様に関しましては、1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。上記③の手続の完了により、ゲオホールディングスのみが当社の株主になる予定です。

本議案は、本定款一部変更等の一連の手続のうちの上記①を実施するものであります。

具体的には、会社法上、全部取得条項の付加された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付加する旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、当社定款の一部を変更して、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式として、本議案においては、以下の内容のA種種類株式を設けるとともに、それに伴い、当社が事務負担の軽減を図るため、100株を単元株式数として規定していた定款第8条につき、当社普通株式にのみ単元株式数を定め、A種種類株式には単元株式数を定めないことを明確にするための変更を行う他、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案に係る定款変更は、本議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決されることを条件といたします。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、35,712,000株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(発行可能株式の種類及び総数)</p> <p>第6条 当社は、次条第1項に定める内容の種類株式(以下「普通株式」という)と同第2項に定める内容の種類株式(以下「A種類株式」という)の二種類の種類株式を発行することができる。</p> <p>2 当社の発行可能株式総数は、35,712,000株とし、このうち、普通株式の発行可能種類株式総数は35,711,900株、A種類株式の発行可能種類株式総数は100株とする。</p> <p>(各種類株式の内容)</p> <p>第6条の2 当社が発行する普通株式は、その内容において、A種類株式に優先しないものとし、当社は、普通株式に関し、会社法第108条第2項各号に定める事項について特段の定めを設けない。</p> <p>2 当社が発行するA種類株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 残余財産の分配</p> <p>当社は、残余財産を分配するときは、A種類株式を有する株主又はA種類株式の登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、A種類株式1株につき1円を支払う。上記の残余財産の分配後、残余する財産があるときは、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者及びA種類株式を有する株主又はA種類株式の登録株式質権者に対し、同順位にて残余財産の分配を行う。</p> <p>(2) その他の事項</p> <p>当社は、A種類株式の内容に関し、前号に定めるほか、会社法第108条第2項各号に定める事項について特段の定めを設けない。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の普通株式の単元株式数は、100株とし、A種類株式の単元株式数は、1株とする。</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第17条の2 第15条、第16条及び第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2 第17条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>3 第17条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>

2. 本臨時株主総会第2号議案及び本種類株主総会議案「全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件」

(1) 変更の理由

第1号議案「1. 変更の理由」でご説明申しあげておりますとおり、当社は、本定款一部変更等により本完全子会社化手続を実施いたしたいと存じております。

本議案は、本定款一部変更等の一連の手続のうちの、第1号議案による変更後の当社定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付加する旨の定款変更を行うものであります。

具体的には、第1号議案による変更後の定款の一部を追加変更し、当社普通株式に全部取得条項を付加する旨の定めとして、追加変更案第6条の2第1項第1号を新設するとともに、それに伴って、当社普通株式の名称を「全部取得条項付種類株式」に変更する他、所要の変更を行うものであります。本議案が承認され、本議案による定款変更の効力が発生した場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付種類株式となります。

また、下記「2. 変更内容」中の全部取得条項付種類株式と引換えに交付される当社A種種類株式の割合については、第3号議案「2. 全部取得条項付種類株式取得の内容」中の「(1) 全部取得条項付種類株式と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項」における記載をご参照ください。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。本臨時株主総会第1号議案に係る変更後の定款の規定を追加変更するものであります。

なお、本議案に係る定款変更の効力発生は、第1号議案及び第3号議案について原案どおりご承認が得られること、並びに本種類株主総会において本議案の追加変更案と同内容の定款変更議案について原案どおりご承認が得られることを条件といたします。また、本議案に係る定款変更の効力発生日は、平成25年6月21日といたします。

(下線部分は変更箇所)

第1号議案に係る変更後の定款	追加変更案
(発行可能株式の種類及び総数)	(発行可能株式の種類及び総数)
<p>第6条 当社は、次条第1項に定める内容の種類株式（以下「普通株式」という）と同第2項に定める内容の種類株式（以下「A種種類株式」という）の二種類の種類株式を発行することができる。</p>	<p>第6条 当社は、次条第1項に定める内容の種類株式（以下「<u>全部取得条項付種類株式</u>」という）と同第2項に定める内容の種類株式（以下「A種種類株式」という）の二種類の種類株式を発行することができる。</p>
<p>2 当社の発行可能株式総数は、35,712,000株とし、このうち、普通株式の発行可能種類株式総数は35,711,900株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は100株とする。</p>	<p>2 当社の発行可能株式総数は、35,712,000株とし、このうち、<u>全部取得条項付種類株式</u>の発行可能種類株式総数は35,711,900株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は100株とする。</p>
(各種類株式の内容)	(各種類株式の内容)
<p>第6条の2 当社が発行する普通株式は、その内容において、A種種類株式に優先しないものとし、当社は、普通株式に関し、会社法第108条第2項各号に定める事項について特段の定めを設けない。</p>	<p>第6条の2 当社が発行する<u>全部取得条項付種類株式</u>は、次のとおりとする。</p>
	<p><u>(1) 全部取得条項</u> <u>当社は、株主総会の決議によって全部取得条項付種類株式の全部を取得できるものとする。当該取得を行う場合には、当社は、全部取得条項付種類株式の取得と引換えに、新たに発行するA種種類株式を全部取得条項付種類株式1株につき、0.00000111株の割合をもって交付する。</u></p>
	<p><u>(2) その他の事項</u> <u>当社は、全部取得条項付種類株式の内容に関し、前号に定めるほか、会社法第108条第2項各号に定める事項について特段の定めを設けない。</u></p>

第1号議案に係る変更後の定款	追加変更案
<p>2 当社が発行するA種種類株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 残余財産の分配</p> <p>当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主又はA種種類株式の登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株につき1円を支払う。上記の残余財産の分配後、残余する財産があるときは、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者及びA種種類株式を有する株主又はA種種類株式の登録株式質権者に対し、同順位にて残余財産の分配を行う。</p> <p>(2) その他の事項</p> <p>当社は、A種種類株式の内容に関し、前号に定めるほか、会社法第108条第2項各号に定める事項について特段の定めを設けない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>2 当社が発行するA種種類株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 残余財産の分配</p> <p>当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主又はA種種類株式の登録株式質権者に対し、<u>全部取得条項付種類株式</u>を有する株主又は<u>全部取得条項付種類株式</u>の登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株につき1円を支払う。上記の残余財産の分配後、残余する財産があるときは、<u>全部取得条項付種類株式</u>を有する株主又は<u>全部取得条項付種類株式</u>の登録株式質権者及びA種種類株式を有する株主又はA種種類株式の登録株式質権者に対し、同順位にて残余財産の分配を行う。</p> <p>(2) その他の事項</p> <p>当社は、A種種類株式の内容に関し、前号に定めるほか、会社法第108条第2項各号に定める事項について特段の定めを設けない。</p> <p><u>(附 則)</u></p> <p><u>第1条 第6条の2第1項第(1)号の規定は、平成25年6月21日の到来により効力を生じ、当該効力の発生と同時に、本条(附則第1条)を削るものとする。</u></p>

II. 全部取得条項付種類株式の取得について

当社は、本臨時株主総会の承認を得て、会社法第171条並びに上記変更後の定款に基づき、当社が本件株主様から全部取得条項付種類株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、次のとおり、取得対価として、上記変更後の定款により新たに発行することが可能となる当社A種種類株式を交付し、当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる本件株主様に関し、1株未満の端数処理を行います。

1. 全部取得条項付種類株式の全てを取得することを必要とする理由

第1号議案「1. 変更の理由」でご説明申しあげておりますとおり、当社は、本定款一部変更等により本完全子会社化手続を実施いたしたいと存じております。

本議案は、本定款一部変更等の一連の手続のうち、会社法第171条並びに第1号議案及び第2号議案による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が本件株主様から全部取得条項付種類株式の全て（自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに、以下のとおり、取得対価として、第1号議案に係る変更後の定款により新たに発行することが可能となる当社A種種類株式を交付する手続を実施するものでありますが、本議案により全部取得条項付種類株式の全てを取得することは、本完全子会社化手続を完了するうえで必要な手続であります。

本議案が承認された場合、ゲオホールディングス以外の本件株主様に対して当社が交付する取得対価である当社A種種類株式の数は、ゲオホールディングスによる当社の完全子会社化が達成されるよう、1株未満の端数となります。このように交付される当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる本件株主様に関しましては、会社法第234条の定めに従い、以下のとおりの1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

即ち、当社では、本議案が承認された場合は、上記のように本件株主様に交付することになる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の当社A種種類株式を、会社法第234条第2項の定めるところに従い、裁判所の許可を得たうえで、ゲオホールディングスに対して売却することを予定しておりますが、かかる売却により得られた代金を、上記のように交付される当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる本件株主様に対して、その有する端数に応じて交付することを予定しております。

なお、上記の1株未満の端数処理により本件株主様に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けにおける当社普通株式に係る買付価格（1株当たり300円）を基準として算定される予定です。

2. 全部取得条項付種類株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付種類株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

全部取得条項付種類株式の取得と引換えに、取得日（下記（2）において定めます。）において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された普通株式の株主様（但し、当社を除きます）に対して、その所有する全部取得条項付種類株式1株につき、新たに発行する当社A種種類株式を0.00000111株の割合をもって交付いたします。

(2) 取得日

平成25年6月21日といたします。

(3) その他

本議案に係る全部取得条項付種類株式の取得の効力発生は、第1号議案及び第2号議案について原案どおりご承認が得られること、普通株式の株主による種類株主総会において第2号議案の追加変更案と同内容の定款変更案の議案について原案どおりご承認が得られること、並びに第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件といたします。

III. 上場廃止の予定について

本定款一部変更等の結果、当社普通株式は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は、平成25年5月16日から平成25年6月17日までの間、整理銘柄に指定された後、平成25年6月18日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

IV. 本完全子会社化手続の日程の概要（予定）

本臨時株主総会及び本種類株主総会開催日	平成25年5月16日(木)
種類株式発行に係る定款一部変更の効力発生日	平成25年5月16日(木)
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成25年5月16日(木)
全部取得条項付種類株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日設定に関する通知公告	平成25年5月17日(金)
全部取得条項に係る定款一部変更に関する通知公告	平成25年5月17日(金)
当社普通株式の売買最終日	平成25年6月17日(月)
当社普通株式の上場廃止日	平成25年6月18日(火)
全部取得条項付種類株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日	平成25年6月20日(木)
全部取得条項の付加に係る定款一部変更の効力発生日	平成25年6月21日(金)
全部取得条項付種類株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成25年6月21日(金)

V. 支配株主との取引等に関する事項

上記IIに記載の全部取得条項付種類株式の取得（以下、「本取引」といいます。）は、支配株主との重要な取引等に該当します。

当社は、平成25年1月30日に開示したコーポレートガバナンス報告書の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に記載のとおり、支配株主等と当社との取引条件については、他の取引先との取引と同じく、契約条件や市場などを参考にしながら所定の手続きをもって合理的に決定し、特別な取引条件を設定いたしておりません。したがって、本取得を行うに際しても、以下の対応を行っております。

当社は、本取引が支配株主との重要な取引等に該当することから、本取引の公平性を担保するために、上記「II. 全部取得条項付種類株式の取得の件」のとおり、A種種類株式の売却価格について、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の各株主様が保有する全部取得条項付種類株式の数に300円（本公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。

また、完全子会社化手続を行うにあたり、当社社外監査役（市川彰弘、坂巻靖哲）より、平成25年4月12日付けで、(a) 本取引決定の目的は当社の企業価値を増出させることにあり、目的に正当性が認められること、(b) 本取引は先の公開買付けと一連の行為としてなされるものであるが、本取引後、少数株主に交付される対価も、公正な価格と評価できる上記公開買付価格と同額とする予定であり、少数株主の利益に対する配慮が十分になされていること、(c) 本取引決定に係る意思決定過程の手続は公正であり、少数株主の利益を十分反映しうること、(d) 会社法上も、少数株主に交付される対価を争う手続きが整備されていることなどに照らすと、当社取締役会による本取引の実施の決定は当社の少数株主の利益に対し十分な配慮を行っていることと認められる旨の意見書を取得しております。

更に、当社の取締役6名のうち清水松生（㈱ゲオホールディングス取締役兼務）、吉川恭史（㈱ゲオホールデ

イングス取締役兼務)、光安浩二(株)ゲオディノス代表取締役兼務)、今井則幸(株)ゲオ取締役兼務)の4名は、利益相反の疑いを回避する観点から、本取引の実施議案に関する当社取締役会の審議及び決議に参加していません。当該取締役会における当該議案については、上記4名を除いた当社取締役全員が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で決議を行っております。また、当該取締役会における当該議案については、当社の監査役全員が審議に参加し、いずれの監査役も当社取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。かかる取締役会決議の方法その他の利益相反を回避するための措置に関しては、当社の法務アドバイザーである森の風法律事務所の法的助言を受けております。

当社取締役会は、以上を踏まえ、本取引は、少数株主にとって不利益なものではないと判断しており、上記「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」にも適合するものと考えております。

以 上